

## 公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター加速器利用系装置施設利用約款

公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター（以下「甲」という。）の加速器利用系装置を利用する者（以下「乙」という。）は、次の各条項に定める規定に基づき利用するものとする。

### （申込み）

第1条 乙は、甲の加速器利用系装置を利用するに当たり、甲の定める申込書に必要事項を記載し、別途甲が定める申込期限までに申し込むものとする。

### （審査）

第2条 甲は、前条の申込書を受理した場合、内容を審査のうえ可否を決定し、甲は、採用の可否について審査結果を乙に通知する。

### （搬入試材等）

- 第3条 乙は、加速器利用系装置の利用に必要な試料および独自機器など（以下「搬入試材等」という）や搬入/搬出・保管方法について、事前に甲の確認を受けるものとする。
- 乙は、搬入試材等を甲が指定する期日までに指定場所に搬入、取り付けし、試験終了後は速やかに取り外し、搬出するものとする。
  - 搬入試材等について生じた損害は、甲の責めに基づく事由による場合を除いて、全て乙の負担とする。

### （施設等の利用）

- 第4条 乙は加速器利用系装置の利用にあたり、事前に、放射線業務従事者に係る手続きを終えていなければならない。ただし、乙が放射線業務に従事しない場合はこの限りではない。
- 乙は、加速器利用系装置の利用に伴い、加速器利用系装置以外の甲の所有する施設等の利用、搬入材料の搬入/搬出、消耗品の手配その他の附帯業務を必要とする場合は、甲の承諾を得て利用又は依頼するものとする。
  - 乙は、前項の場合、甲の定める利用料金又は実費を甲の請求に基づき支払わなければならない。

第5条 乙は、放射線業務従事者として甲の加速器利用系装置を利用するときは、甲の放射線障害予防規程を遵守するものとする。

- 乙の個人線量管理は乙が行い、これに係る費用は乙が負担するものとする。

(原状回復)

- 第6条 乙は、加速器利用系装置の利用に伴い、本装置の一部を変更して利用しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得るものとし、これに係る費用は、乙の負担とする。
- 2 乙は、前項による照射試験が完了したときは、速やかに加速器利用系装置等を原状に復した上、甲の確認を受けるものとする。

(秘密保持)

- 第7条 甲及び乙は、加速器利用系装置の利用によって得られた相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号に該当するものについてはこの限りではない。
- (1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの
  - (2) 相手方から知得した後に、自らの責めによらず公知となったもの
  - (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの
  - (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報でかかる事実が立証できるもの
  - (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの
  - (7) 裁判所命令又は法律によって開示を要求されたもの。なお、この場合、相手方に直ちに要求があったことを通知するものとする。
- 2 前項に係わらず、甲は公的利用推進のため、次の各号を公開できるものとする。
- (1) 研究分類（医療、育種、宇宙、材料、その他）
  - (2) 照射日

(加速器系利用装置等の利用中止)

- 第8条 甲は、加速器利用系装置等の運転の継続が困難となった場合は、乙に対して速やかにその旨を通知するものとし、甲と乙にて対応を協議するものとする。
- 2 甲は、前項の運転停止に伴い発生する乙の損害について、免責されるものとする。
- 3 乙は、乙の事由により、加速器利用系装置の利用が困難となった場合は、甲に対して速やかにその旨を通知するものとし、甲と乙にて対応を協議するものとする。

(損害賠償)

- 第9条 乙は、加速器利用系装置の利用において、甲の職員又は機器、施設その他財産に損害を与えたときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに、相当の損害賠償額を甲に支払わなければならない。

(事故の免責)

第10条 甲は、乙が加速器利用系装置の利用において、乙の故意若しくは過失、乙が次条に定める義務を履行しないことにより発生した事故による損害の補償は行わないものとする。

(規程の遵守等)

第11条 乙は、加速器利用系装置の利用に当たっては、甲の定める諸規程などを遵守するとともに、甲の指示に従わなければならない。

(契約の変更又は解除)

第12条 甲及び乙は、事前協議の上、この約款と異なる条項に基づく契約を締結し、又はこの約款に基づく契約を解除することができる。

2 甲は、乙が前条に定める遵守義務に違反するおそれがあるとき、又は違反したときは、この約款に基づく契約を解除又は終了することができる。

(疑義等の解決)

第13条 この約款に基づく契約の履行についての疑義、又はこの約款に定めのない事項が発生したときは、その都度甲乙が誠意を持って協議して定めるものとする。

2 本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。